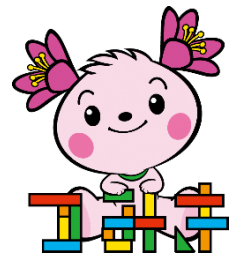




産後ケア事業



出産後、赤ちゃんとの生活はめまぐるしく変化します。
産後に育児の支援が必要なお母さんはもちろん、産後ケアを必要とするすべてのお母さんと赤ちゃんのための事業です。

短期入所型・通所型

利用できる方

君津市民であり、**生後5か月未満の乳児とそのお母さん**で産後ケアを必要とする方

※医療行為が必要な方は利用できません。 ※予防接種の当日及び翌日は利用できません。

※入所中に体調不良となった場合は医療保険での対応となります。

ケアの内容

施設利用中は母子の体調に合わせて、下記のサービスを受けることができます。

- ＊ お母さんのケア（産後の健康相談、育児相談、母乳相談、沐浴指導等）
- ＊ 赤ちゃんのケア（乳児の健康相談、体重・哺乳量等のチェック）
- ＊ 利用中は栄養管理された温かい食事を召し上がっていただきます。



実施施設（利用医療機関）

名称	所在地	電話
医療法人社団 マザー・キー ファミール産院きみつ	君津市郡1-5-4	0439-57-1135
医療法人社団 志仁会 薬丸病院	木更津市富士見2-7-1	0438-25-0381
医療法人社団 吉祥会 加藤病院	木更津市高柳2-12-31	0438-41-2276
医療法人社団 重城産婦人科小児科	木更津市万石358	0438-41-3700
駒医院	木更津市木更津3-2-28	0438-23-5311

利用者負担金・利用期間

	利用者負担金	利用期間
通所型（午前10時～午後4時）	2,000円（1日）	7日まで
短期入所型	6,000円（1泊2日）	7日まで （例：1泊2日→2日）

※宿泊型を利用の場合：2泊目以降は1日ごとに3,000円が加算されます。

継続支援が必要と判断された場合は必要最小限の範囲で延長可能です。

※市民税非課税世帯または生活保護を受給している世帯の方は利用者負担金が無料となります。

居宅訪問型

利用できる方

君津市民であり、**生後1歳未満の乳児とそのお母さん**で産後ケアを必要とする方

※医師による医療行為が必要な方は利用できません。 ※予防接種の当日及び翌日は利用できません。

ケアの内容

助産師が自宅に訪問し、母の希望に合わせて、日常生活の中、下記のサービスを受けることができます。

- ＊お母さんのケア（産後の健康相談、育児相談、母乳相談、沐浴指導等）
- ＊赤ちゃんのケア（乳児の健康相談、体重・哺乳量等のチェック等）

契約事業者

医療法人社団マザー・キー ファミール産院きみつ 千葉県助産師会

利用者負担金・利用回数

午前9時～午後5時までのうち、1回につき2時間（または1時間）の利用

	利用者負担金	利用回数
居宅訪問型	1,400円（2時間）700円（1時間）	7回まで

※市民税非課税世帯または生活保護を受給している世帯の方は利用者負担金が無料となります。

利用の手続き

1. 利用の申し込み

利用を希望する日の7日前までに「君津市産後ケア事業利用申請書」を提出してください。申請書はすこやか親子推進室窓口にて配布または、市ホームページからダウンロードできます。申込の際に、利用希望の内容について保健師や助産師がお話をうかがいます。

※市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯については利用者負担金が免除になります。減免を希望される方は、生活保護世帯は受給証明書、市町村民税非課税世帯は世帯員の市町村民税非課税証明書（4月から6月の間に申請する場合は前年度分の非課税証明書）を申請書に添えて提出してください。ただし、市町村民税非課税世帯に該当する方で当該年度の1月1日現在、君津市に住民票がある方は提出を省略することができます。

2. 利用決定

申請書に基づき審査し、利用承認通知書（または不承認通知書）を発行します。すこやか親子推進室が利用日等調整をいたしますが、状況によりご希望に添えない場合があります。

3. 産後ケア事業を利用する

短期入所型や通所型で持参する物はすこやか親子推進室からご案内します。利用当日、利用者負担金を医療機関もしくは訪問した助産師にお支払いください。

4. その他・注意点

- ・ 利用日の変更やキャンセルはわかり次第早めにすこやか親子推進室にご連絡ください。**「君津市産後ケア事業利用変更（中止）申請書」の提出が必要**です。
- ・ 利用中は各医療機関や事業者のご案内に従ってください。

問い合わせ先

＊君津市子ども家庭センター つみき

すこやか親子推進室 0439-32-1352 月～金曜日 8:30～17:15

（君津市保健福祉センター 1階）

（祝日・年末年始を除く）

